

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

バーが通知されます!

平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、日本国内に住所登録している国民一人ひとりに個人番号が通知されるマイナンバー制度が導入されます。今回は、その制度の内容や交付申請手続きについて、お知らせします。

こんなメリットがあります!

① 行政事務の効率化

国や自治体は、税金や年金など制度ごとに管理されている個人情報をもつて共通の番号で照合できるようになり、行政機関や地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

また、被災者台帳の作成や生活支援金の支給といった災害対策でも活用されます。

② 国民の利便性の向上

年金納付や税負担の情報をオンラインの個人ページで確認できるようになります。

また、各種申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

身分証明書として、また、電子申請時の「公的個人認証」として利用することが出来ます。

③ 公平・公正な社会の実現

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、給付金などの不正受給を防止できます。また、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。

マイナンバーとは、国民一人ひとりにもつてもらう12桁の番号です。この制度は、多くの行政機関などがそれぞれで管理している個人の情報が同一人の情報であることをマイナンバーによって確認するなど、社会保障、税、災害対策などの分野で活用するものであり、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されます。

マイナンバーって何?

特集

今年の10月から あなたにもマイナンバー

申請スケジュール

マイナンバー運用に向けてのスケジュールは、下記の予定です。



平成27年10月

平成27年10月以降、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが簡易書留で届きます。10月までに住民票をチェックして、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる方は、住民票の異動手続きをしてください。

マイナンバーは、不正に使用される恐れがある場合を除き一生変更されませんので、「通知カード」は大切に保管してください。

平成27年10月



送られてきた簡易書留には、個人番号カード交付申請書と返信用封筒が同封されています。個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストに投函してください。

※スマートフォン等を利用したWEB申請もできます。

平成28年1月

個人番号カードの交付準備が整うと、はがきで交付通知書をお送りしますので、運転免許証などの本人確認書類、通知カードをあわせてお持ちになり、役場窓口へお越しください。

本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが無料で交付されます。

平成28年1月から運用がはじまり、平成29年1月にはマイナンバーに関する自分の情報を自宅のパソコン等から把握できる「マイナポータル」がスタートする予定です。

◆マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）

0570-20-0178 【受付時間】平日9:30~17:30（土日祝日・年末年始除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。